

角田市使用料・手数料見直しに 関する基本方針

令和4年3月



角 田 市

目 次

1. はじめに	1
2. 基本的考え方	1
(1) 受益者負担の適正化	1
(2) 算定基準の明確化	2
(3) 減免基準の統一化	2
(4) 使用料等未徴収施設の適正化	2
3. 使用料の見直し方針	2
(1) 使用料徴収の法的根拠	2
(2) 使用料の計算方法	2
(3) 使用料原価の計算方法	2
① 貸室等の場合（会議室、ホール等）	2
② 個人利用施設等の場合（プール、入浴施設等）	3
(4) 受益者負担割合	4
(5) その他の調整項目	5
① 利用者区分による調整	5
② 土・日・祝日の利用及び利用時間の別による調整	5
③ ホール設備（冷暖房設備、設備器具等）の使用料の見直し	5
④ 端数処理	5
(6) 減免基準の統一化	6
① 全施設共通の減免基準の標準例	6
② 施設ごとに適用を判断する減免基準の標準例	6
(7) 使用料等未徴収施設の適正化	7
① 福祉関連施設等の利用について	7
② 学校施設の目的外使用（学校開放事業）について	7
4. 手数料の見直し方針	7
(1) 手数料徴収の法的根拠	7
(2) 手数料の計算方法	7
(3) 手数料原価の計算方法	8
(4) 減免基準の統一化	8
(5) 非来庁型行政サービスの推進	9
5. 激変緩和措置について	9
6. 指定管理者制度導入施設の取り扱いについて	9
7. 特別会計・公営企業会計の取り扱いについて	9
8. 継続した見直しの取り組みについて	10

1. はじめに

市では、これまでも消費税改正等のタイミングで、都度、使用料・手数料の適正化に向けた基本的考え方を整理し、適宜見直しを図って参りました。直近においては、令和元年10月からの消費税改正に併せて、平成30年度中に、受益者負担の適正化を含む使用料の見直しを行っております。

一方で、本市の財政状況は、義務的経費（公債費等）の増加を背景として、経常収支比率が全国の市区でワースト3位（令和元年度決算）となるなど、急激に悪化しております。市では、そうした財政状況を改善し、持続可能な行政経営を実現するため、令和3年3月に「角田市第5次行財政集中改革プラン」を策定し、行財政改革の一環として「使用料・手数料の見直し」に取り組むこととしております。

これまでの見直しにおいては、受益者負担の適正化に向けた見直しが主となっており、施設によって異なる減免基準や使用料等を徴収していない施設の取り扱いをどうするかといった議論までには、なかなか踏み込めずにおりました。

市では、更なる公平性や公正性を確保するためには、より一層の受益者負担の適正化を図ることは勿論のこと、減免基準の統一化や使用料等未徴収施設の適正化等についても、基本的考え方を整理する必要があるほか、これまでの消費税改正等のタイミングに併せた随時の見直しではなく、この見直しを定期的・継続的な取り組みとして位置付ける必要があると考え、市の統一的な基準として本方針を定めるものです。

2. 基本的考え方

市は、住民の福祉の増進を図るため、スポーツ施設、産業振興施設、文教施設、社会福祉施設等の多くの公の施設を設置し、市民の利用に供しています。

また、市では、住民票や戸籍謄本、所得証明、納税証明、印鑑証明等の発行事務を、行政サービスとして提供しています。

これら施設の維持や証明発行事務等には、人件費、物件費（消耗品費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃貸料等）等の管理経費等が必要となり、これらの経費に充てるために徴収するのが、「使用料・手数料」となります。

「使用料・手数料」の見直しにあたっては、次の4つを基本的考え方とします。

（1）受益者負担の適正化

「使用料・手数料」については、施設や行政サービスを利用する人が、その利益を受ける対価として、ご負担いただくものであり、仮にこれに係る経費を全て市税で賄おうとすると、利用する人と利用しない人との間に不公平が生じ、「負担の公平性」が確保できないことから、施設や行政サービスを利用する人に対しては、応分の負担を求める必要があります（「**受益者負担の原則**」）。

(2) 算定基準の明確化

施設や行政サービスを提供する市においても、効率的な施設運営や事務改善によるコスト削減に努め、利用者負担の軽減を図ることは勿論のこと、明確なルールに基づく料金設定を行う必要があります。

(3) 減免基準の統一化

「使用料・手数料」の減免については、施設や行政サービスによって基準や運用等が異なっており、公平性や公正性を確保する観点からも、可能な限り共通した取り扱いとする必要があります。

(4) 使用料等未徴収施設の適正化

施設の中には「使用料」自体を徴収していない施設などもあり、公平性や公正性の観点からして適正な取り扱いかどうか再検討する必要があります。

3. 使用料の見直し方針

(1) 使用料徴収の法的根拠

地方自治法第225条「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」において、使用料徴収の法的根拠が定められており、同法第228条第1項「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下省略)」の規定に基づき、市の条例において使用料の額を定めることによって、市は使用料を徴収することができます。

(2) 使用料の計算方法

【使用料 = 使用料原価 × 受益者負担割合】

※ 受益者負担割合については、次の(4)を参照のこと。

(3) 使用料原価の計算方法

① 貸室等の場合（会議室、ホール等）

当該貸室等の1㎡1時間当たりの原価を算出した上で、貸出面積・貸出時間を乗じて原価を算定します。

【使用料原価 = (人件費 + 物件費 + 維持補修費 + 減価償却費) ÷ 延床面積 ÷ 年間開館時間数 × 貸出面積 × 貸出時間】

② 個人利用施設等の場合（プール、入浴施設、郷土資料館等）

温水プールなどのように、一定の区画を不特定多数の個人が同時に利用する施設については、利用者1人当たりの原価を算定します。

$$\text{【使用料原価} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{維持補修費} + \text{減価償却費}) \div \text{延床面積} \times \text{利用面積} \div \text{年間利用者数} \text{】}$$

※ 使用料原価：消費税を含まない額で積算します。

※ 使用料原価に含めるべき経費の一例は以下のとおりです。

性質別・支出科目等	内 容
人件費	施設の受付や維持管理等に従事する職員に要する経費
報酬	これらの単価は、各年度における人事異動等で料金原価が左右されないように、平均単価を使用します。
給与	
職員手当等	
共済費	
退職手当引当金	
物件費	当該施設の維持管理やサービス運営に要する経費
需用費	電気料、水道料、燃料費、消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、手数料等
委託料	業務委託料、保守管理委託料等
使用料及び賃借料	パソコン、プリンタ、複合機などのリース料等
備品購入費	(減価償却費に該当するものを除く)
維持補修費	施設や設備の修繕料等（ただし資産形成を除く）
補助費等	
報償費	施設運営に関する委員会等の委員報酬等
保険料	火災保険料
負担金	施設管理に関する負担金等
減価償却費	建物、建物付属設備、機械装置、器具備品等の取得価額（補助金や市債等の特定財源を控除）÷ 耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））
公債費利子	施設等取得時の起債に係る利子
その他受益者が負担すべきと考えられる経費	

※ 使用料原価に含めない経費は以下のとおりとなります。

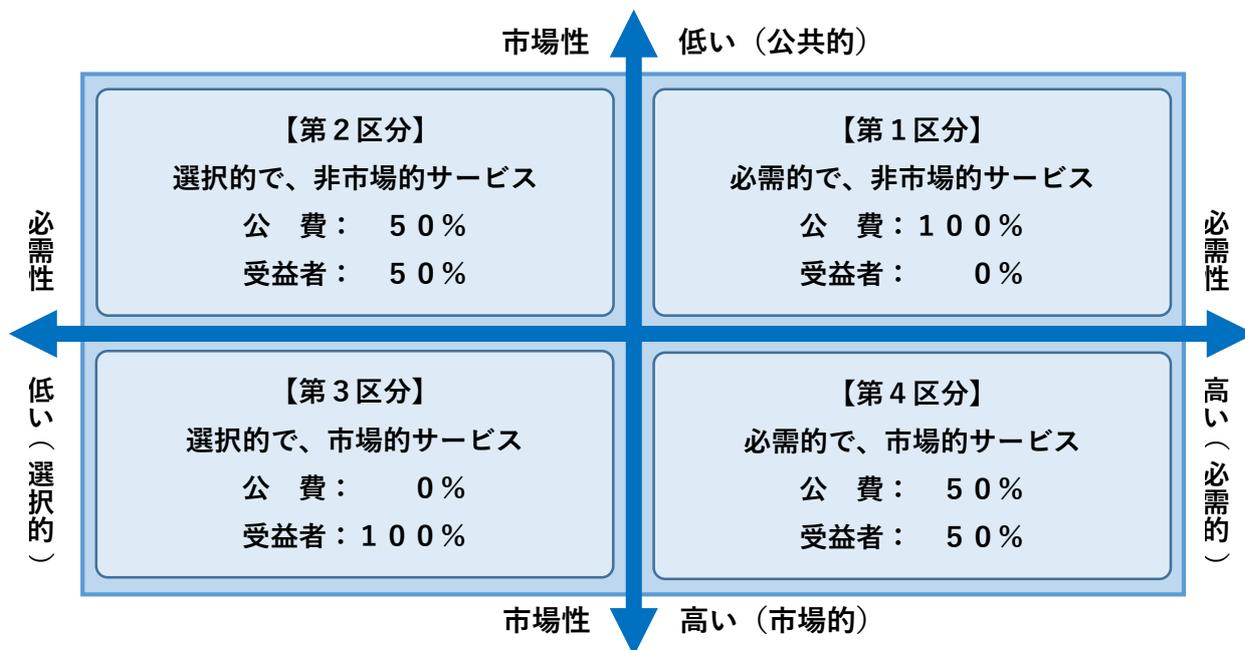
項 目	内 容
土地の取得に要した経費	土地は、有形固定資産のように、減価償却の考え方が無く、年数の経過により資産価値が減少するものではないことから、使用料原価には含めません。

災害復旧費等の一時的・臨時的に要した経費	災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した経費など、通常のサービスを提供するのに直接関連しない費用は公費で賄うのが適切であることから、使用料原価には含めません。
特定の受益者に要した経費	貸館以外の事業（イベント等）に要した費用やテキスト代など、その事業に参加した特定の受益者にのみ発生する費用であり、その施設の全ての受益者に転嫁すべきではなく、必要に応じて該当する受益者から実費相当分を徴収することから、使用料原価には含めません。

※ 年間利用者数：基準年度を含む過去3ヵ年の平均を用いて積算します。

(4) 受益者負担割合

市が提供する公共サービスには、道路、公園など日常生活を営む上で多くの市民が必要となるが市場原理に委ねては提供されにくい公共サービスから、特定の市民が利益を享受するもので民間において類似の公共サービスが提供されているものまで、多岐に渡っておりますが、その費用の全てを一律に受益者に求めることは適当ではないことから、市が提供する公共サービスを、次の「必需性（必需的还是选择的）」と「市場性（公共的还是市场的）」の2つの視点により、性質別に4つの区分に分類し、公費で賄うべき割合を定めるものです。



区 分	負担割合	必需性	市場性	サービスの性質
第1区分	公 費：100% 受益者： 0%	高い (必需的)	低い (公共的)	多くの市民が必要とし、行政が提供するサービス
第2区分	公 費： 50% 受益者： 50%	低い (選択的)	低い (公共的)	人により必要性が異なり民間にはあまりないサービス
第3区分	公 費： 0% 受益者：100%	低い (選択的)	高い (市場的)	人により必要性が異なり、民間にもあるサービス
第4区分	公 費： 50% 受益者： 50%	高い (必需的)	高い (市場的)	多くの市民が必要とし、民間にもあるサービス

(5) その他の調整項目

① 利用者区分による調整

公共施設の取得や維持管理には、市税等の公費で賄われていることに鑑み、営利を目的とする利用と非営利を目的とする利用、市民の利用と市民以外の利用について使用料の額に差を設けることも差し支え無いものとします。

また、個人利用と団体利用、年齢階層別の利用についても使用料の額に差を設けることも差し支え無いものとします。

② 土・日・祝日の利用及び利用時間の別による調整

施設や行政サービスの利用にあたり、利用の均質化に向け、土曜日、日曜日又は祝日や、特定の時間帯に利用が集中する場合は、平日料金との差を設定するほか、時間帯ごとに差を設定することも差し支え無いものとします。

③ ホール設備（冷暖房設備、設備器具等）の使用料の見直し

冷暖房設備、舞台設備、ピアノ、照明設備、音響設備、映写設備など、施設に付帯する設備や備品（以下、「冷暖房設備等」という。）については、利用者によって使用する場合と使用しない場合があることから、統一的な基準に基づく一律的な見直しが困難なため、他自治体の事例等を参考にしながら、必要により個別に使用料の設定や見直しを行うものです（ただし、冷暖房設備等の使用料を別途徴収する場合は、当該施設の使用料原価を算定するにあたり、全体の経費から、冷暖房設備等に係る経費を除くものとします。）。

④ 端数処理

使用料に1円単位の端数が生じる場合、徴収事務を行う行政側、負担する利用者側ともに煩雑な支払手続を行うこととなります。使用料の設定にあたっては、使用

料原価は1円単位とし、円未満の端数を切り捨て、使用料基準額を算定します。その上で、当該基準額について、10円単位を基本として、10円未満を切り捨てる調整を行うものとします（ただし、このような端数処理による調整が馴染まないものについては、この限りではありません。）。

（6）減免基準の統一化

市の施設では、高齢者・障害者などへの配慮や、社会教育団体・社会福祉団体・地域住民活動などの活動を支援・推進する観点から、施設ごとの基準により、幅広く使用料の減免を認めております。しかしながら、減免については、「受益者負担の原則」に照らせば、例外的な運用であり、その減収分については、市税を含む公費によって賄われていることを鑑みると、真にやむを得ないものに限定しなければなりません。

以上を踏まえ、以下のとおり、減免基準の標準例を示します。

① 全施設共通の減免基準の標準例

基準	項目
免除 (100%)	市（教育委員会、附属機関等を含む。）が公用又は主催する事業で使用するとき。
	市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が授業等の一環で使用するとき。
	市内の保育所（認定保育所に限る。）、児童センター、認定子ども園及び特定地域型保育事業所が保育・教育活動の一環で使用するとき。
	指定管理者が指定管理業務の範囲内で使用するとき。
減額 (上限50%)	市（教育委員会、附属機関等を含む。）が共催する事業で使用するとき。
	国、公共団体又は市内の公共的団体等が公共用若しくは公益事業（ただし、市の施策と関連するものに限る。）で使用するとき。

※ 市の後援事業については、原則、減免扱いとはしません。

② 施設ごとに適用を判断する減免基準の標準例

基準	項目
減額 (上限50%)	身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者（必要最低限の介助者を含む。）。
	公的扶助を受けている者
	65歳以上の高齢者

※ その他施設の設置目的等に合わせ、弾力的な減免規定を設けることも差し支え無いものとしませんが、その場合の減免額の設定においては、上記標準例との均衡・整合性等を図るものとしします。

(7) 使用料等未徴収施設の適正化

① 福祉関連施設等の利用について

福祉関連施設等における使用料については、それぞれの設置条例において「無料」とする旨を規定していますが、今後は、「受益者負担の原則」を踏まえ、現在使用料を未徴収としている施設においても、例えば老人福祉法第20条の7において「無料又は低額な料金で老人に対してサービスを行う施設」と位置づけられている老人福祉施設等を除き、占用使用を行う場合は、相応の負担を求めることを検討します。

② 学校施設の目的外使用（学校開放事業）について

学校施設の目的外使用については、「角田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」を定めていますが、使用料に関する規定がありません。受益者負担の原則及び使用料が設定されている他の体育施設との均衡を図る観点から、学校施設の目的外使用についても、仮に使用料の徴収とまではいかなくとも、他市町村の事例等を参考にしながら、原価相当分（少なくとも電気料相当分等）について受益者から実費負担金（私債権）を求めることを検討します。

4. 手数料の見直し方針

(1) 手数料徴収の法的根拠

地方自治法第227条「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」において、手数料徴収の法的根拠が定められており、同法第228条第1項「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下省略）」の規定に基づき、市の条例において手数料の額を定めることによって、市は手数料を徴収することができます。

(2) 手数料の計算方法

【手数料 = 手数料原価 × 受益者負担割合（100%）】

※ 手数料については、特定の受益者の求めに応じて行われる行政サービスの対価として徴収されるものであることから、原則、手数料原価の全額を受益者の負担（100%）とします。

(3) 手数料原価の計算方法

$$\text{【手数料原価} = (\text{1分あたりの人件費} \times \text{処理時間(分)}) + \text{物件費} \div \text{年間処理件数】}$$

※ 手数料原価：消費税法別表第1第5号に規定する非課税手数料の場合については、原価に消費税を含む額で積算するほか、その他消費税課税手数料については、使用料の算定と同様、原価に消費税の含まない額で積算します。

※ 手数料原価に含めるべき経費の一例は以下のとおりです。

性質別・支出科目等	内 容
人件費	行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費
報酬	これらの単価は、各年度における人事異動等で料金原価が左右されないように、平均単価を使用します。
給与	
職員手当等	
共済費	
退職引当金	
物件費	行政サービスの提供に要する事務経費等
需用費	電気料、水道料、燃料費、消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、手数料等
委託料	業務委託料、保守管理委託料、指定管理料等
使用料及び賃借料	パソコン、プリンタ、複合機などのリース料等
その他受益者が負担すべきと考えられる経費	

※ 年間処理件数：基準年度を含む過去3カ年の平均を用いて積算します。

(4) 減免基準の統一化

手数料の免除については、手数料条例（平成12年条例第9号）第5条の規定により、統一化が図られていることから、現行どおりの規定とします（下表）。

また、条例上は、減額の規定が無いことから、他市町村の事例等を参考にしながら、当該規定が必要か検討します。

基 準	項 目
免除 (100%)	法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないもの。
	生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者から請求があったもの。
	官公署から請求があったもの。
	市長（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律におい

	<p>て準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき審理員(同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。)が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員)が特に免除する必要があると認め<u>たもの。</u></p>
--	--

※ その他個別の条例等で手数料徴収を規定しているものについては、その制定目的等を勘案して、免除等が必要なものについては、手数料条例との整合性を図ることは勿論のこと、そもそも手数料自体を徴収していないものについては、現行どおりの取り扱いのままで良いのかどうかも含め検討するものとします。

(5) 非来庁型行政サービスの推進

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、行政の効率化や市民サービスの向上等を図るため、オンライン申請(『第5次行財政集中改革プラン「【行革取組⑬】行政手続等の押印廃止とオンライン化の推進』)やコンビニ交付等の非来庁型の行政サービスを推進することとしていることから、当該サービスを利用する場合、(時限的な措置として)手数料の減額を検討します。

5. 激変緩和措置について

「使用料・手数料」の額を見直した結果、引き上げ幅が1.5倍を超える場合は、公共料金としての安定性や市民生活に与える影響等を考慮し、引き上げ幅の上限は、1.5倍とします。

また、周辺自治体と比較した場合、料金の格差が著しく大きくなる時、又は料金が適当な水準に無く、行政目的の達成に向けて支障が生ずるときは、政策的な視点で額の調整を図るほか、場合によっては現行料金を改定しない場合もあります。

6. 指定管理者制度導入施設の取り扱いについて

指定管理者制度を導入している施設のうち、利用料金制を導入する施設については、市が本方針に基づき定める使用料基準額の範囲内において、市と指定管理者の間で協議して定めるものとし、見直しの実施が困難な場合については、次の指定管理者を募集する際に見直しを実施するものとします。

7. 公営企業会計の取り扱いについて

本方針は、基本的には、一般会計を対象としておりますが、独立採算性の原則を旨とする公営企業会計のうち、特に下水道事業会計のように、一般会計から多額の補助金等

が支出されているものについては、本市の厳しい財政状況を鑑み、経営戦略等との整合性を図りながら、使用料の引き上げ等を検討するものとします。

8. 継続した見直しの取り組みについて

受益と負担の公平性を確保しながら、施設運営や行政サービスの改善を目指すため、原則として5年ごとに料金原価の算定を行い、必要に応じて「使用料・手数料」を見直すこととします。ただし、消費税率改正や施設の大規模改修など、料金原価の変動が生じた場合は、適宜見直すこととします（ただし、下表のとおり、消費税法別表第1に該当する場合については、いわゆる非課税取引と呼ばれるものとなりますので、消費税率改正を理由とする見直しの対象とはなりません。）。

○消費税法別表第1

第一号	土地の譲渡及び貸付け
第五号イ及びロ	国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの及びこれに類するものとして政令で定めるもの
第七号イ、ロ及びハ	介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス及び施設介護サービス費の支給に係る施設サービス、社会福祉法第二条に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等及びこれに類するものとして政令で定めるもの
第十一号イ及びニ	学校教育法第一条に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供及びこれに類するものとして政令で定めるもの
第十三号	住宅の貸付け